二十七　排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第二条第三項及び第六条第一項

二十八　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第二条第十三項、第四十八条第一項ただし書及び第三項第十号、第四十九条第四項第九号、第五十条第二項の表前条第四項第九号に掲げる事項の項並びに第五十五条第一項及び第四項

二十九　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第三項及び第七項

三十　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第三条第四項、第七条第三項第二号、第四項第五号及び第七項

第三号並びに第十二条（見出しを含む。）

三十一　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第八条第一項第六号

（災害対策基本法の一部改正）

第六条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の四第二項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条第一項又は第二項」を「第六十六条第一項又は第三項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第七条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第四号の三」を「第四号の四」に、「又は樹木採取権」を「、樹木採取権又は漁港水面施設運営権」に改める。

第十一条第一項中「又は樹木採取権」を「、樹木採取権又は漁港水面施設運営権」に改める。

別表第一第四号の三の次に次のように加える。

四の四　漁港水面施設運営権の登録（漁港水面施設運営権の信託の登録を含む。）		
(一)　設定の登録	漁港水面施設運営権の価額	千分の一
(二)　移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	漁港水面施設運営権の価額	千分の一
ロ　その他の原因による移転の登録	漁港水面施設運営権の価額	千分の五
(三)　担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四
(四)　抵当権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の一
ロ　その他の原因による移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
(五)　根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の二
(六)　抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき千円
(七)　信託の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
イ　抵当権の信託の登録	漁港水面施設運営権の価額	千分の一
ロ　抵当権以外の権利の信託の登録	漁港水面施設運営権の件数	一件につき千円
(八)　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(七)までに掲げるものを除く。）		
(九)　登録の抹消		

（破産法の一部改正）

第八条　破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項第二号中「樹木採取権」の下に「、漁港水面施設運営権」を加える。

（東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律の一部改正）

第九条　東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し及び同条第一項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第七項中「漁港漁場整備法第七章」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律第九章」に改める。

（福島復興再生特別措置法の一部改正）

第十条　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し及び同条第一項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第五項中「漁港漁場整備法第七章」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律第九章」に改める。

第十七条の十四の見出し及び同条第一項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正）

第十一条　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第四号リ、第十二条第一項ただし書及び第三項第十号、第十三条第四項第九号、第十四条第二項の表前条第四項第九号に掲げる事項の項並びに第十九条第一項及び第四項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第四十三条の見出し及び同条第一項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第七項中「漁港漁場整備法第七章」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律第九章」に改める。

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　齋藤　健
財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　野村　哲郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　岡田　直樹
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　浜田　靖一